

第3回村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	第3回村上市子ども・子育て会議
日時	令和元年11月6日(水)午後2時00分～
会場	村上市役所本庁4階大会議室
出席者	委員：13人(仲委員長、富樫副委員長、八藤後委員、東海林委員、神田委員、剣持委員、齋藤委員、平野委員、楠田委員、遠山委員、上島委員、本間委員、鈴木委員)
	欠席委員：加藤委員、大滝委員
	事務局：鈴木こども課長、信田保健医療課長、菅原学校教育課長、高橋こども課課長補佐、平山こども課課長補佐、加藤神林支所地域振興課課長補佐、中嶋朝日支所地域振興課課長補佐、小林こども課子育て支援室副参事、石山こども課子育て支援室係長 オブザーバー：日経マシナリ(株)ソーシャルビジネス事業部 熊倉、菅原

会議録

1 開会

平山課長補佐：それでは、時間になりましたので、ただいまから第3回村上市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

2 こども課長あいさつ

平山課長補佐：日程第2、こども課長よりあいさつを申し上げます。
(鈴木こども課長あいさつ)

3 委嘱状の交付

平山課長補佐：日程第3、委嘱状の交付ですが、本来であれば市長から委嘱するところではございますが、本日、公務により出席できませんので、代理でこども課長の方から委嘱させてもらいたいと思います。代表で、名簿番号1番の八藤後委員、委嘱しますので、前の方にお問い合わせできますでしょうか。
(八藤後委員に委嘱状交付)

平山課長補佐：大変申し訳ございませんが、他の委員の皆様方には、机の上にて配布ということにさせていただきますのでよろしくお願いたします。

4 村上市子ども・子育て会議委員及び職員 自己紹介

平山課長補佐：日程4、村上市子ども・子育て会議委員及び職員の自己紹介ですが、本日は改選後、初の会議ということになります。新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて自己紹介の方をお願いしたいと思います。順番につきましては、次第の裏面に記載しております、名簿の順番でお願いをします。最初に番号1番の八藤後委員から順次お願いをいたします。
(順番に自己紹介)

平山課長補佐：本日、生涯学習課長の板垣と山北支所の地域振興課課長補佐の大滝につきましては、

欠席ということになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

5 正副委員長の選出

平山課長補佐：日程5、正副委員長の選出ですが、今回の改選により、改めて正副委員長を委員の互選により選出していただきたいと思ひます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局の方では、村上市子ども・子育て支援事業計画の策定中であることから、前正副委員長に引き続きお願ひしたいと思ひますが、賛成される方は拍手でお願ひしたいと思ひます。

(拍手)

平山課長補佐：拍手多数ということでしたので、それでは委員長に名簿番号15番の仲委員、副委員長に11番の富樫委員にお願ひをします。

それではお二人とも前の席にお願ひできますでしょうか。

6 正副委員長の挨拶

平山課長補佐：それではお二人から簡単に挨拶をいただきたいと思ひます。最初に仲委員長お願ひします。

(仲委員長 挨拶)

平山課長補佐：ありがとうございます。続きまして、富樫副委員長お願ひいたします。

(富樫副委員長 挨拶)

7 会議の公開及び会議録に関する取扱いについて

平山課長補佐：日程7に移ります。会議の公開及び会議録に関する取扱いについて、事務局から説明させていただきます。

(事務局から説明)

8 村上市子ども・子育て会議について

平山課長補佐：続きまして日程8、村上市子ども・子育て会議について、事務局から説明させていただきます。

(事務局から説明)

9 報告

平山課長補佐：続きまして日程の9、報告に入ります。

(1) 病児保育施設の新設について

(事務局から説明)

(2) 神林地区保育園の指定管理者制度導入について

(事務局から説明)

10 議事

平山課長補佐：日程10の議事に入りたいと思ひます。これからの進行を仲委員長にお願ひしたいと思ひます。仲委員長、よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に出席委員の報告の方を先にさせてもらってもよろしいでしょうか。

本日、加藤委員、大滝委員におかれましては、都合により欠席の連絡を受けております。本日の出席委員は13人です。村上市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会が成立してい

ることを報告いたします。

では、仲委員長引き続きよろしく願いいたします。

委員長：日程の10、議事に移らせていただきます。

- (1) 村上市子ども・子育て支援事業計画の素案について
(事務局から説明)

委員長：ありがとうございました。

ここで、皆様からご意見やご質問を受ける時間なのですが、会議が始まってから1時間弱経ちましたので、休憩時間を設けても大丈夫でしょうか。

説明の範囲も長かったですから、ご確認いただければと思います。ここで、休憩時間を10分程いただいてもいいですか。

休憩 (14:55)

再開 (15:05)

委員長：時間になりましたので、再開させていただきます。

先程、事務局から素案についてのご説明をいただきました。その説明について、また、この素案について、皆様の方から質問、ご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

委員：43ページからですかね、3号認定をはじめとして、幼児期の教育・保育の量の見込みということで、まとめの部分、今後の評価の提供体制と確保の考え方のところで、年々増加傾向にあるということなのですが、実際増加しているとは思いますが。私が子どもをお願いしている村上いずみ園は供給量が限界かなということで、実際に園長先生とお話をしたときには、増やしたいという気持ちはあるけれど、面積上これ以上は難しいというお話でした。村上いずみ園においての話ではありますが、これ以上増やすのであれば、増改築の計画とかを視野にいれていらっしゃるのかなど。具体的に、許容量が限界ないずみ園の親として、どのような施策があるのかなということをお話いただければと思います。

平山課長補佐：村上いずみ園に限ってお話をさせてもらおうと、施設巡回とかで村上いずみ園さんに行く機会がございまして、職員の方ともお話する機会がございまして、この3歳未満児の需要が非常に多いということも村上いずみ園の職員さんはよくわかっていらっしゃるんですけど、なんとかそれを村上いずみ園でもカバーできる場所はないのか、救えないのかということでも一生懸命考えていただいておりますけれども、施設のこれ以上延ばせない、増築できないというようなところもございまして、なかなか村上いずみ園さんの思うような支援が実現できていないというような話は伺っておりました。

委員：保育士さん不足もあると思うのですが、他のところで確保するにしても、他の保育施設もたぶんいっぱいですね。現状は維持できるけれど、これ以上定員を増やすような事業案は、今のところはまだ難しいということでもよろしいでしょうか。

平山課長補佐：今のところ具体的に村上いずみ園のほうで増築をするとか、保育士を確保して受け入れ態勢をもうちょっと強化するということまではいってないように聞いていました。

委員：ありがとうございます。

委員長：3号認定の保育を必要とする・・・サービス、そして、3歳未満のお子さんの受け入れについ

では、まだまだ対応が難しいところがあるかと思えます。

他の委員の皆様、まだ何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員：パブリックコメントを実施しましたとありますが、結果を教えてくださいませんか。

高橋課長補佐：4ページでは、パブリックコメントを実施しましたというような表記なのですが、実際のパブリックコメントは、前回もご説明しましたとおり12月に実施を予定しております。もちろん、実施した段階でいただいたご意見につきましては、委員の皆様へ郵送等で配布したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員：ありがとうございました。

委員長：他の委員の皆様、いかがでしょうか。

委員：67ページの一時預かり事業と126ページの子ども家庭総合支援拠点がつながるような気がするのですが、あわせて述べたいのですが、実際虐待であったり、ネグレクトがあることを背景に保護者の方の精神的疾患であったり、その方が育ってきた環境であったりというようなところで、家庭生活そのもの自体を上手くまわすことが困難な保護者の方がいた。それについて言えば、126ページで、継続的なソーシャルワーク業務を中心として機能を担う拠点の整備を行うというように書かれているのですが、ただ相談にのったり、こういうふうにしたほうが良いという支援を行うだけでは、なかなかその方が子育てができるような家庭環境をつくりあげていくことが非常に困難であるので、ネグレクトに近い状態になってしまっているご家庭があります。そういうご家庭について言えば、実務的な支援が必要になってくるのではないかと、それで虐待とかネグレクトを予防するために一時預かりというようなことももう少し視野にいれていただきたいと思いますのと、総合支援拠点というようなところで、相談にのるとか、そういうことだけではなくて、実際にご家庭に何が必要であるのか、例えば、掃除ができない、ご飯が作れない、洗濯ができない、ゴミ捨てができない、お金の使い方がわからないなど、そのようなことについて言えば、実際にそこに入って行って、お掃除やゴミ捨てなどを一緒に行うというような支援が必要になると思いますが、そのような支援体制というのはお考えでしょうか。もしくは、この中に含まれているのでしょうか。

高橋課長補佐：子ども家庭総合支援拠点につきましては、今ほど話にありました通り、ソーシャルワークの業務が中心となるのですが、その他障害や介護のサービスにつながっていくような形になるかと思えます。具体的な支援という話ですが、63ページのところに養育支援訪問事業というものがあります。こちらは、養育支援が特に必要と思われる家庭に対して訪問して、精神的支援と合わせまして、育児・家事等の養育内容を向上するための支援、直接的なヘルパーさんのような方が入る事業なのですが、こちらは、村上市ではまだ今のところ未実施ではありますが、来年以降、導入について検討を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員：その中に一時預かりも入れることは可能ということですか。

小林副参事：一時預かりを利用する理由の中に、リフレッシュ等の利用というものも含まれておりますので、就労等で一時預かりを利用しなければいけないというような方だけでなく、リフレッシュ等での利用も可能となっておりますので、場合によっては利用することも可能だと思えます。

委員長：医療的ケアとか、あるいは家庭に対するいろいろな親の声に向けた支援、そういうものとの連携ということで、実際に仕組みができていっている・・と思えますがいかがでしょうか。リフレッシュ

ということ以外にも、例えば医療的なケアだとか、児童相談所との連携体制とか。

鈴木こども課長：先程も申し上げましたように、実際の生活支援という部分では、虐待の環境、ご家庭での問題の支援というところでは、連携がまだ事業化されていない部分がございますが、今後そのようなところに向けて進めていきたいと。現状としましては、一時保護という考え方もありますが、保育園の入園を促すというところで、DVや虐待の恐れがあるということを理由での保育園の入園ということは認定されるべきところであります。あと、サポステなど有料にはなりますが、そのようなところ、今はまず支援の中でいろいろと活用してもらおうということで、今現在はそのような支援を行っているところです。

委員：今後、この計画においては、どのような形の事業計画になっていくのかというように捉えてよろしいでしょうか。

鈴木こども課長：家庭総合支援拠点、施設の整備とあわせて関係機関との連携をとっていきたい。

委員：115ページ、すべての子どもを受け入れる環境づくりの対応については、非常に望ましいことと感じております。委員長さんから話がありましたように、幼稚園や保育園では、いわゆる特別支援学級というものが存在しないと思います。これが、学童になるとそのすみ分けといいますか、必要が多くなりまして、現状を申し上げますと児童の数は減っているのに、特別支援学級、つまり特別支援が必要であるという認定を受ける子どもさんの数はかなりの勢いで増えています。そのような意味からして、ここにあげられている事業は、これから小学校に入学するお子さんをもつ親御さんも心配な部分ですし、実際に上がったときにそういう手当を受けられる環境を整えていく部分では非常に重要だと思います。具体的にお聞きしたいのは、115ページの2つ目のところに障がい児教育の啓発支援事業というものがありませんが、今後、指導者というのはどのような方がこの指導に当たるのかということであります。今申し上げたように、学校でも特別支援の担当者の育成というのは急務でありまして、例えば私の学校にも本当にプロパーな特別支援教育を積み上げてきた、学んできた、そして手弁当で東京に学びに行っている職員もいます。そういう者もいれば、申し訳ありませんが、本当にお世話係的に、そういう方の指導を受けながら、実際に日々子どもに支援するという職員もいます。そういうレベルの違う者を一括りにどこかの大学の先生を連れてきて、発達障害というのはという話を聞いても、実際に当たるときの実務と結びつかない可能性があると思います。そういうことから、指導者あるいは研修の仕方などについて、もう少し具体的にわかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

鈴木こども課長：市のほうで、ことばとこころの相談室というものをここにあげさせてもらっていますが、特別な配慮が必要な子どもの支援についての専門家というのは、村上地区においては村上特別支援学校が拠点ということで位置づけられています。ことばとこころの相談室の職員につきましても、拠点である支援学校の指導をいただきながら、あわせて自己啓発であったり、県の研修であったりとスキルアップに励んでいるところです。ことばとこころの相談室の職員が、直接保育園や学校というところで指導できるような立場に技術的にも向上できれば、一番戦力となる裾野が広がるという意味では戦力になると思います。正直まだそこまで到達していないという現状がございますので、現状としては、県立特別支援学校の講座やプログラムを活用させていただきながらということで考えております。将来的には、スタッフの増員であるとか、専門的な資格を持つ

たスタッフの増員ということも視野に入れていますが、まだ、そこまで具体的などのような資格を持った職員を何人入れるなど、そこまで具体的なところまでは申し上げられない状況です。

委員長：実際、私も高等教育の場ですが、近年発達障害の学生の入学が増えたということを実感しております。そして、発達障害をもっている学生が、自分の発達障害についてなんの知識も認識も持たないままに高校・大学まで来ていると。就職のときに、大きな壁にぶち当たっているという現実を感じています。鈴木委員から、小学校の現場でも要支援やグレーゾーンのお子さんが増えているという発言がありました。実態把握として、市のほうでは取り組みはあるのでしょうか。

鈴木こども課長：実態把握として、保育園に入園している何歳児に発達障害が何人いるとかといった具体的な把握というようなものはしておりません。発達障害と一言に申しましても、いろんなパターンがありますし、どこで線引きをするのかというところでも難しいところがあります。ただ、園に入る段階でもちょっと支援が必要だと、健診や保健師との連携、相談しながら子どもさんに特別な支援が必要だというような情報は共有させていただいております。その人数は、少子化の中においても、障がいとまでは言いませんが支援が必要な子どもは増えております。

菅原学校教育課長：特別な支援を要する子どもたちの学校への受け入れについては、毎年学校・保育園・ことばとこころの相談室・保健師など関係機関の方々と就学支援委員会を開催し協議をさせていただいております。お話されたように、年々子どもの数は減っていますが、支援を要する子どもの数は逆に増えています。

委員：鈴木先生がおっしゃっていた先生方の育成が急務であるということについて、教育委員会としての指導體制というようなものはお持ちなのでしょうか。

菅原学校教育課長：特別な支援を要する児童生徒の理解を深めるとともによりよい支援の在り方について、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを対象に年に何回か研修を行っております。

委員：学習障害のお話もあつたのですが、学習障害の子の就学前診断でチェックがあると思いますが、そこでひっかかってしまった子であったり、グレーゾーンである子の数を把握していると思います。学習障害ではなくて、先天性の知的障害、例えばダウン症などのお子さんについては、数の把握はされているのでしょうか。

鈴木こども課長：学習障害の人数とか、そのような把握はされていないと思いますが、知的障害であつて療育手帳を所持している人数であるとか、その中でもダウン症というところで把握ができていくかわかりませんが、ダウン症の中でも知的にAやBのランクの方がいらっしゃると思いますのでその中に入るとはと思いますが、知的障害として療育手帳を所持している人数としての把握はしていると思われます。

委員：うちの一番下の子が、ダウン症と心臓に先天性の異常があつたり、口周りの口唇口蓋裂があつたりして、初期から新大でずっと受診を受けていて、村上の医療機関にはお世話になることがほとんどなかった分、ダウン症だけでなくプラスアルファがあつた子の場合、村上市でそのような子がいるという把握、専属の保健師さんがいるとかがない状況なので、そこについて何か対策されているとしたら認識不足ですが、今後何かそういった事態を把握するとか、もしくはダウン症の子がある程度の年齢になって施設にといつたときに、村上市としては「はる」が受入れ先ですか。病気

を持っている子の保護者として、素朴な疑問としてあるのですが。ダウン症、口唇口蓋裂、心臓の病気があって、初期から新大とか交付医療の部分にもお世話になっている子どもをもつ保護者は、どこに子どもを預けたり、相談したらいいのか教えていただきたい。

鈴木こども課長：医療に関しては、県障という障害者の方が利用できる医療の制度がございますが、たぶんおっしゃるのは県のほうの医療制度をお使いになっていらっしゃると思います。市のほうと直接関連がないとおっしゃっているので、県のほうを使っていらっしゃると思いますが、障害をお持ちということであれば、福祉課の障害のサービスのほうで生活全般であったり、地区ごとに担当の保健師がおりますので、保健師に相談をしていただくとか。それぞれの専門のところで相談を受けていただけたらと思います。専門のほうにつなぐという形をとらせていただこうと思います。

委員：どちらかというところこども課というより、福祉課の案件というお話になってくるのでしょうか。

鈴木こども課長：障害をお持ちということであれば、障害サービスのほうは福祉課のほうです。

委員：こども課の事業より福祉課の事業みたいな世界になってくるのですね。

ちなみに、うちにたぶん保健師さんは来てないです。出生からずっと新潟のほうにいて、手術を繰り返したりしていたので、健診も入院で行けなかったりとか、そういうことがありました。こども課さんの話とは違ってくるのでこれまででいいと思いますが、福祉課の方に何か伝えることがあれば、そういった子もいるということをお話していただければと思います。

信田保健医療課長：障害をお持ちのお子様で、県の医療助成を受けられている方の中で、特に在宅で医療的ケアが必要なお子さんについては、県の保健師さんといろんなご相談されているかと思えます。乳幼児健診時に入院されている場合などはご家族への聞き取りなどで、市の地区担当保健師が概ねの状況把握をさせていただいております。また、医療的ケアが必要なお子さんの災害時対応について、県保健師から市の保健師に不都合な点はないかという相談もありますので、そういった対応も含め障がいをもつお子様については、必要に応じた支援をさせていただくというところで関わり合いをもっていくものと思います。

委員：自分の子どもが、今高校3年生で大学になる子がいるので、奨学金の貸与事業で、新規申請者数が減少していると書いてあったのですが、何か宣伝はされているのか。私は、これを見るまでわからなかったのですが。ちょうど対象となる高校生や高校生がいる家庭など、そういうところに情報をいただいているのかなと、私が知らないだけかもしれませんが、素朴に疑問に思ったので、質問させていただきました。

菅原学校教育課長：大学・短大・専門学校へ進学する生徒を対象にした市の奨学金を実施しております。市報、ホームページ、高校へのチラシ配布で周知をさせていただいております。今月の市報に掲載させていただきました。ご覧いただければ是非ご利用いただければと思います。

委員：34ページの親御さんからのアンケートの調査の結果がありますよね。子育て支援に関する意見・要望のところで遊び場が少ないとか、2番の公園等の整備、これはとても私たちも感じているところをお母さんから意見があって、遊ばせたいけどテープが貼られていて全然遊べないとか、そういう件数を見ると一番高い意見になっています。ここで、102ページからの親子で遊び学べる場の提供ということで、令和6年までを目標にしていますが、せっかくアンケートをとってたくさん要望がでていっているので、目に見えて改善されてないと、令和6年までになると子どもさんも大きくな

ってしまって何やっていたのだろう、私たちの意見なんて目に見えてないじゃないかというようなこともあると思うので、優先順位をつけて、目に見えてお母さんたちがよかったと思うことを考えていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

鈴木こども課長：いろいろな方々から再三いただいているご意見で厳しく受け止めているところではありますが、これの実現に向けて調整をしたりしているところではありますが、なかなか実現には至っていない現状がございます。こども課としての整備ということではございますが、こども課だけではなくて主管の違うところで、公園の整備を実際行っております。今年であれば、鮭公園に新しい遊具が入ったり、瀬波の恐竜公園も修理をして使える状態にさせていただいたりということで、屋内での大規模な遊び場というところがなかなか実現できない。私どもも本当に早急に進めたい事業ではありますが、なかなか前に進まない状況で申し訳なく思っています。うちだけの資源だけではなくて、同じ資源を生かした中で遊べる場というところをしていきたいと思っています。あと、各集落や町内に設置している公園の遊具に関しましても、補助金の制度もございます。危険のあるような遊具は早急に撤去する、そして新しい遊具に入れ替えをしていく。必要と・・しながらになるとは思いますが、全部を一気に整備というのはなかなかできませんが、そのように進めていきたいと考えております。なかなか目に見えるものがなくて、本当に申し訳ないと思っています。

委員：廃校になった小学校とかたくさんありますが、その利用で子どもさんたちを遊ばせるとか、そういうのは何か動いてくださっていますか。

鈴木こども課長：空き校舎の利活用検討委員会というものがございまして、こども課の関係であれば、神納東小学校を子育て支援の施設として活用するというふうに結論が出されました。こども課のほうでも、どのような使い方が適切なのか、ふさわしいのかということを検討を進めている段階ではありますが、なかなか順調にいかないというのが実態でございまして、皆様にまだご報告できる状況になっていないのが正直なところです。

委員：事業案のご提案です。何かやっていただくということも、もちろん助かるのですが、今のよう
に公園を整備ですとか。今回は、鮭公園の遊具を更新していただいて、私がそれを知ったのはSNSの投稿からでした。何か告知はされていたのでしょうか。私は知らなかったもので、新しくなると聞いて知ったのですが。壊れているから行かない、行かなくなってそれっきりという人も多いと思うので、何か新しい事業をやっていただくのはもちろんありがたいですが、予算の関係もあるだろうし、人的要員もいると思いますので、防災メールはありますけれど、親御さん向けに定期的な情報誌ですとか、もしくはホームページ上に親御さん向けに公園や遊び場の最新事情が知れるような媒体のようなものを作っただけだと、行ってがっかりとか行ってびっくりということがなくなると思うのでお願いできればと思います。

鈴木こども課長：いいご提案をいただきました。実際、鮭公園は農林水産課というところでの整備の結果だったのですが、その周知の仕方についてはこちらで承知しておりませんでした。主管のところ、情報の発信ということはとても大切なことだと思っておりますので、今いただいたご意見を参考にさせていただいて、今後そのような新しい発信の仕方を模索していきたいと思っています。

委員：もし可能ならチラシ作りは難しいと思うので、媒体かチラシをもし作れるのであれば、それ

も・・みたいなものがあるとお母さん方ネットワークからの情報ではなくて、お母さん方自身が情報を取りにいけると思うのでよろしく願いいたします。

委員長：68ページの延長保育事業についてです。現在の子ども・子育て新制度で、延長保育というのは18:30まで公立保育園では延長していると。ただし、あらかわ保育園についてはサービスが行われている。これを読んだ市民の方は行政のサービスが低下しているのではないかという誤解をするかもしれません。公立保育園は各地にあるわけですが、あらかわ保育園1園ですよ。18:30までで市民のニーズを十分満たしているのかということを書き込んでおく必要があると感じました。また、これに関連してですが、いろいろな保育事業、先程のあらかわ保育園についてですが、もう1つ指定管理者を導入することによって、その分保育士を他の園にまわすことができ、公立保育園の保育の質が向上できるというご説明をいただきました。これまでのお話を伺っていると、公立保育園より民間の保育園のほうが良いというふうなニュアンスに伝わってきてしまう。では、公立保育園としての保育サービスで何が示せるのかというビジョンのようなものはここにでているのでしょうか。これから子どもたちが減っていくからサービスは縮小するというような話はずっと聞いてきましたけれども、公立保育園のサービスの役割のようなものはどうしていくのでしょうか。

鈴木こども課長：先程の説明の中でおっしゃる通り、民間の指定管理のほうが職員の正規率が高く結果的に早朝・延長・休日保育が可能となりました。そのために神林地区も指定管理にするような形で受け取られてしまったかもしれません。そこは、理論的には逆のことを言いたかったのですが、結果としてそのようなイメージを持たれた結果だと思えます。公立保育園の強みというものも、公立保育園を運営する側としては発信をしていかなければいけない。だけれども、民間は民間の強みを持っているということで、そのような説明を本来はしなければいけなかったと思えます。公立の強みというところは即答できないのですが、実態としても正規率の低さが足かせになっているというところは否めません。今後、正規率を上げていくのと併せて保育の質も上げていく。そうなったときに、目に見える形の時間的な延長であったり、開設であったりということが可能になってくると思えます。民間の経営のノウハウであったり、手法であったり、事業の斬新さというところで民間の活力も導入していきたいというところもございます。それに対して、公立はどのような強みがあるのかというふうに聞かれると今現在では申し訳ございません。

委員長：あらかわ保育園に対するニーズは高いわけですが、公立のほうが遅れをとっているという現状があるということは、やはり公的なサービスとして考えなければいけないと思えます。

委員：1点目は、1週間ほど前に地元紙に未満児保育19名を受け入れるという施設ができるということを知りました。その件に関して、この計画との整合性はとられているのか。

2点目は、先程の遊具の話で以前別の会議で発言した経緯があるのですが、とても使い勝手が悪いと思えます。どこが使い勝手が悪いかというと、新規のものだけが対象ということです。ぜひ修繕も含めて補助を受けられないか。

小林副参事：まず、未満児保育の受け入れの関係なのですが、楠田委員がおっしゃられたのは、村上記念病院のほうで今現在は認可外施設でやっているのが、4月から認可保育園ということで小規模保育事業の未満児さんを受け入れる施設ができますという周知がされてあった部分だと思いま

す。この施設が受け入れできる19名ですが、そのものにつきましては、3号認定の0歳、1歳、2歳のそれぞれの提供量のところの中には組み込まれた形で、お示しさせていただいております。高橋課長補佐：続きまして、遊具の補助の関係ですが、今ほど新設だけという話でしたが入れ替えも対象としております。ただ、おっしゃられた通り、修繕については対象外となっておりますので、その辺につきましては、補助率も3分の1、上限も20万円というところで、補助内容の拡充や補助率のかさ上げ等について、これから検討していきたいと思っております。

委員長：この素案についてご説明いただきまして、子ども・子育て会議としてやはり市の将来的な方向性として、行政の保育に対するニーズは非常に高いけれども、子どもたちの少子化がずっと続いていて、各サービスがこれから縮小していくということが先程のご説明の中で語られました。そして、子どもたちの将来を引き継ぐために、この会を実りあるものにしたいのですが、根本的な問題として少子化の問題、少子高齢化の問題、人口等流出の問題となると私たちは何も言葉を発せられないようなところを感じました。これはおそらく、剣持委員や鈴木委員のご意見と関連するのですが、行政の中で例えば、子どもたちの健康の問題だったら医療のほうに橋渡しするとか、広報のほうに橋渡しするとか、あるいは子ども以外の福祉のほうに橋渡しするとか、相互に呼びかける声がほしいのです。この子ども・子育て会議の素案が、根本的には本市の少子化の問題の解決がなっていれば、子どもたちの将来がいいと思っております。なんとかこの会議の素案を生かして、本市の人口を増やす方向、人々が安心して移住できるような、そして魅力のある街として、人々がやってくるような市の取り組みが大切だというような呼びかけを行っていただけると少しはニュアンスが違ってくと私は感じました。

委員：今回の計画は第1期に次ぐ第2期ということで、第2期の重点的なものがあれば教えていただきたいです。

鈴木こども課長：ここで、村上市の子ども・子育ての目玉はこれだというものを大きな声で言えるものがあればいいのですが。先程、委員長がおっしゃられたように少子高齢化、少子に対する対応をする方策であったり、地域全体で子どもを育てていくところの具体的な対策であったり。ハード面でいえば、保育園の整備というところで本当に多くの課題が山積している中で、目玉というようなものが出せないというところが苦しいところではありますが、それを計画に盛り込めないというところで事務局としても忸怩たる思いを持ちながらではあると考えております。当面、屋内での遊び場の整備、子育て支援の拠点の整備というところで、長いスパンで、段階的に計画を立て、実行していきたいと考えております。

委員：今ほど、屋内の遊び場を目玉にというお話がいただけたので、おっしゃっていた神納東小のことですが続行を楽しみにしています。その前の段階で、基本目標の127ページなのですが、安心して妊娠・出産ができる環境整備という事業で不妊治療費の助成事業があるのですが、こちら助成の件数の目標が50件ということで、30年度実績が21件、元年目標25件ですが、少しずつ増やしていったら50件だと思うのですが、認知は不妊治療に悩む夫婦ですので、産婦人科や医療機関だけだと思いますが、案内や冊子、チラシなど婚姻届を出された方に渡されているのですか。

信田保健医療課長：婚姻届の際には渡しておりません。市の担当窓口や医療機関での周知のほか、県でもこの助成を行っていますのでその関連で知る方もあると思っております。実際、県より幅広い治療助

成になっており事業になっており、他の市町村に比べて手厚い助成事業になっています。今いただいたご意見で、婚姻届のときに周知すること内部で検討させていただきたいと思います。

委員：仕事柄、妊活に関わる仕事をするもので、相談をいただく方が30代や30代後半に入ってから悩まれるというケースが多いのですが、実際20代でできるのなら妊娠する率は高いし、お金もかからないし、助成もある程度有効に使えると思います。結婚されて1年間夫婦生活があつて、授からなかった場合に不妊治療されるわけなのですが、婚姻届のときに知っていれば、早めにやれるならやっておこうというふうになるとお話しさせていただきました。

高橋課長補佐：この素案につきましては、最終的に事務局のほうで確認をさせていただきまして、誤字脱字がないか、修正をさせていただくことを了解していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

11 その他

委員長：事務局の方から「その他」について何かご用意がございましたらお願いいたします。

(事務局からパブリックコメントについて説明)

委員長：ありがとうございました。これ以降の進行は、事務局にお願いいたします。

12 次回の会議日程

平山課長補佐：日程第12、次回の委員会の日程についてですが、令和元年度第4回の子ども・子育て会議を2月頃に開催する予定としております。詳細につきましては、時期になりましたら、ご案内をさしあげますのでよろしくお願いしたいと思います。

13 閉会

平山課長補佐：日程13、最後になりますけれども、閉会の挨拶を富樫副委員長からお願いしたいと思います。

副委員長：皆さん、大変お疲れ様でした。子ども・子育てに対する様々な事業計画ということで、活発な意見が出ましたけれども、子どもたちを安心してこの地で育てていくためには、地域の安全というのが何よりも不可欠だと思います。そこで、環境整備に関する部門において、実施の評価がCとBが大変多かったのがとても気になりました。色々な事業計画を進める前に、まず地域の安心と安全を・・・していただいて、その上で事業計画を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐：ありがとうございました。以上で、本日の会議を終了とさせていただきます。皆さん、大変ありがとうございました。

午後5時 終了